

対象飲食店

▶対象飲食店

日本標準産業分類の「76 飲食店」であって食品衛生法第52 条第1項の許可を受けている飲食店

ただし、次の飲食店等は対象となりません。

・客への接待・遊興などを伴う飲食店

キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外
※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店

・店内飲食をメインとしないもの

宅配ピザ店などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど
他のサービスの提供を主とする店舗など

・カラオケを使用するスナック・酒場など

・イートインを有するパン屋、コンビニ、スーパーなど

* 風俗営業法の許可を保有している飲食店であっても、同店が、臨時に外から呼んできた者のみに接待をさせる営業を営んでおり、かつ、Go To Eatキャンペーンに参加している間は、食事券の利用者かどうかに関わらず利用客に対して接待飲食等営業を行わない店である場合は、対象となります。

▶対象飲食店及び対象外飲食店の例

対象飲食店



食堂



レストラン



そば・うどん屋



専門料理店(中華料理など)



寿司屋



喫茶店



居酒屋



オーセンティックバー

対象外飲食店



デリバリー専門店



キッチンカー



カラオケボックス



キャバクラ



ホストクラブ



コンビニ



イートイン付きパン屋